

厚生常任委員会記録

令和4年3月8日(火) 於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時44分

○出席委員(7名)

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 4番 齋藤豪委員
8番 木村隆洋委員 20番 石田久委員 27番 宮本隆志委員
28番 下山文雄委員

○出席理事者(14名)

市民生活部長	岩崎隆	市民協働課長	高谷由美子
建築住宅課長	木村和彦	福祉部長	番場邦夫
介護福祉課長	川田哲也	介護福祉課 高齢福祉係長	野呂和範
健康子ども部長	三浦直美	子ども家庭課長補佐	竹内孝行
子ども家庭課長補佐	吉崎拓美	子ども家庭課主幹	堤健介
国保年金課長	葛西正樹	市立病院事務局長	澤田哲也
市立病院総務課長	堀子義人	市立病院医事課長	尾坂毅

○出席事務局職員(2名)

次 長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長(木村隆洋委員) これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案8件及び請願1件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議案第22号 弘前市犯罪被害者等支援条例案

○委員長(木村隆洋委員) まず、議案第22号弘前市犯罪被害者等支援条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長(岩崎 隆) 議案第22号弘前市犯罪被害者等支援条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、犯罪被害者等の支援について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

条文ごとの説明に入る前に、まず本条例の制定に至った経緯について御説明申し上げますので、説明用の資料のほうを御覧ください。

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等は、直接的な被害による心身の不調のほか、周囲の人の無理解な言動や経済面での不安などの二次被害に苦しめられることもあります。誰もが犯罪被害者等となる可能性があることから、地域全体で犯罪被害者等を支える仕組みづくりが重要であります。

このような状況の中、犯罪被害者等を支援するため、国では犯罪被害者等基本法を制定し、地方公共団体の責務として犯罪被害者等の支援に関する施策の策定及び実施を規定しております。また、第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における犯罪被害者等支援を促進するため、犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施が施策に盛り込まれ、全国的に条例制定の動きが広がっています。

青森県では令和元年12月に青森県犯罪被害者等支援条例が施行され、県内市町村ではむつ市が令和3年10月に施行している状況であります。当市においても、地域全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して暮らすことができる社会の実現に向け、弘前市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

それでは、条文の内容について御説明いたしますので、議案第22号を御覧ください。

第1条から第3条までは、本条例の制定の目的、基本理念などに関する規定で、犯罪被害者等の支援を推進するに当たり基本となる考え方を定めたものであります。

第4条から第6条までは、市・市民等・事業者の責務に関する規定で、犯罪被害者等の支援におけるそれぞれの立場での責務を定めたものであります。

第7条からは、犯罪被害者等に対する具体的な支援策について定めております。

第7条は、窓口において犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供と助言を行うことを定めたものであります。

第8条は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うことを定めたものであります。支援の内容は、見舞金の支給、転居費用の助成、心理相談料の助成を想定しております。

第9条は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むために必要な支援を行うことを定めたものであります。

第10条は、犯罪等により従前の住居に居住が困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うことを定めたものであります。

第11条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者の理解促進や就業の支援を行うことを定めたものであります。

第12条は、市民等の理解の増進に関する規定で、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等支援に係る広報活動等を行うことを定めたものであります。

第13条は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修等を行うことを定めたものであります。

第14条は、支援体制の構築に関する規定で、関係機関等との連携・協力について定めたものであります。

第15条は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間団体の活動を支援することを定めたものであ

ります。

第16条は、本条例の犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合について定めたものがあります。

第17条は、この条例の施行に関して必要な事項は別に定めることを規定したものであります。以上までが本則であります。

附則第1項では、この条例の施行期日を令和4年4月1日とすること、附則第2項では、本条例案第10条「居住の安定」に規定する配慮として、市営住宅及び駅前住宅への入居ができるよう要件の緩和をすることについて、弘前市営住宅条例の一部改正を行うものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） まず一つは、この条例は、全国的にはどのような状況なのかというところです。青森県では県とむつ市がやっているということですがけれども、そういう形で、全国の状況についてお聞きしたいと思います。

それから2点目は、今回出された中で特に、第3条に「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人として尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される」ということが書いております。そういう意味では、理念的に今までなかったことがあるわけですがけれども、その中で、教訓的などところでいけばいろいろな内容があると思いますけれども、特にこの特徴のところを少しお聞きしたいなと思っています。

そして、主に今、具体的に支援条例案が出されましたけれども、流れとしてはどのような、具体的にこれをやろうとしているのか、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○市民協働課長（高谷由美子） まず最初に、全国の状況ということでございます。

全国における犯罪被害者等支援条例の制定状況は、令和3年4月1日現在で、47都道府県中43都道府県において制定されておりまして、市区町村においては、政令指定都市を含まない1,721市区町村中623市区町村、率にして36.2%の制定状況となっております。全国の状況は以上でございます。

次に、先に3番目の、流れのほうをお話ししてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）市への流れという部分につきまして説明させていただきます。

犯罪の被害を受けた方が最初に相談するのは、まず警察、または被害者支援センターがほとんどであると考えております。犯罪被害に遭われた方が市における手続や支援できる制度がある場合に、警察における犯罪被害者担当部署またはあおり被害者支援センターから当課へつないでいただくことを想定しております。市へ連絡があった場合は、プライバシーに配慮するため会議室等の個室で相談をお受けするほか、庁内関係部署に事前に照会して手続が迅速に進められるよう、また必要な支援が確実に提供できるよう調整し、被害者の精神的・時間的な負担の軽減に努めてまいります。

なお、ただいま申し上げましたこの支援の流れというのは被害者の方の同意を得て進めるものでありまして、被害者の事情は個々に違うことから、被害者の心情に添いながら支援してまいります。

また、警察などではなく市のほうへ直接相談された方につきましては、まずは被害の内容やお困りの状況をお聞きして、その方の事情に応じて、庁内との連携による支援や警察、被害者支援センターとの連携、またはその他の関係機関、例えば法テラスなどを紹介することとなります。以上が市における支援の流れというふうになります。

続いて、理念における特徴ですが……まず、条例を制定することによる効果についてお話しさせていただきたいと思います。

この条例を制定することにおいて、当市における犯罪被害者支援に対する取組姿勢が明らかになること、また支援施策の根拠が明らかになることで、具体的で、かつ継続的な支援施策の実施につながります。また、啓発活動による市民等の理解の増進が図られるなどの効果も期待できると考えております。

この条例制定で犯罪被害者の方を市全体で支えていきたいというのがこの条例の特徴だと考えております。

○20番（石田 久委員） 青森県ではむつ市に続いて弘前市が行うということなのですが、総合対応窓口というところをどこに設置するかということで、例えば今ある課のところ、ちゃんと個室で、そういうところはやるのかという点が1点と。

あと、私も、京都犯罪被害者支援センターという、いろいろリーフとかがあるのです。これだと分かりやすいのですが、話すのが難しいので、このようなリーフを設置して、相談者には分かりやすく言ってくれればよいなと思っています。

今までだと、弘前市でそういう困っている人は、例えば子ども家庭課のほうではひまわり荘とか、いろいろあったわけですが、それが今なくなって、ではどこに相談に行けばいいかということなのですが、弘前市役所のどこに行き、あるいはどのような形で相談とか。

それと、どのようにして市民に周知するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○市民協働課長（高谷由美子） 最初に、窓口の件でございます。

窓口をどこに設置するかということでございますが、まず犯罪被害者という性質上、専門の部屋を設けたり大きな看板を掲げるということは現在のところは想定してございません。先ほども申し上げましたが、犯罪被害者の方が最初に関わるのは警察であることがほとんどであると考えておりますので、警察やおもりの被害者支援センターと連携して市の窓口のほうにつないでいただき、またその時点でプライバシーに配慮した会議室等を準備して相談をお受けするというふうに考えております。

続いて、リーフレットなどを準備するのかと、市民への周知という部分でございますが、現在、弘前市犯罪被害者支援ハンドブックというものを作成途中であります。市のほうで受けられる支援の内容ですとか、また関係機関で行われている相談の内容などをまとめたハンドブックを作成しておりますので、これを市内のほうで周知、また今現在、関係部署とも情報共有しながら、もっと支援がないのかというふうにスキルアップを図っているところでございます。このハンドブックにつきましては、市内のみならず関係機関のほうにも配付、またホームページ等にも掲載いたしますので、これで市民の方に周知を図っていきたくて考えております。

○2番（成田大介委員） 今の石田委員からの質疑とも若干、ちょっと前後するかもしれないのですが、

今、青森県でも確かに犯罪被害者支援ハンドブックというのが令和3年6月、改訂版が多分、これインターネットか何かで落とせるのだと思うのですが、今、弘前市で犯罪被害者等支援条例を定めるというところで、令和3年時点で一応、40市町村全てに、犯罪被害者等施策窓口担当課一覧というものがございまして、これは40市町村全て、一応設置はされている状況なのです。

今まで市民協働課が窓口ということになってきたとは思いますが、例えば今、総合

的な相談であったり、DV被害であったりという、いろいろなそういう事件があるとは思いますが、その中で例えばどの辺までの線引きと申しますか、基本的には警察からの相談になってくるのではないかなというような話だったので、やはり総合窓口的なものというのは、大々的にはつくらないにしても、何かしら担当窓口というのが必要ではないかなと思うのですが、これは市民協働課で問題ないのですか。例えば、市民相談窓口がヒロロにあるのではないですか。例えば、そういうところと連携していくとか、その辺をちょっと詳しく。

○市民協働課長（高谷由美子） まず、県のほうで公表しております、県内の犯罪被害者等に関する総合窓口を平成31年4月までに県内市町村全てに設置してございます。これは犯罪被害者等の支援に関する担当部署ということで設置されているものでございますが、これまで相談を市民協働課においても受けたことがないというのは、言い換えれば周知が十分でなかったというふうにも言えると思います。ですので、条例制定を契機に、改めて窓口の設置について周知に努めてまいりたいと考えております。

あと、ヒロロのほうに市民生活センターがございまして、市民からのいろいろな困り事をお受けして関係機関につないでございまして、現在、市民協働課でこちらを担当しておりますので、市民生活センターとも十分に協力しながらやっていきたいと考えております。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第23号 弘前市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第23号弘前市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） それでは、議案第23号弘前市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、介護福祉課所管の弘前市老人福祉センターのうち、鷹ヶ丘老人福祉センター及び石川東老人福祉センターを廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

本条例案の内容を御説明いたしますので、資料を御覧いただきたいと思います。

老人福祉センターは、老人福祉法により地域の高齢者の健康増進、教養の向上並びにレクリエーションの場を総合的に提供する施設で、市内に5か所設置しております。

今回廃止する2施設のうち、初めに鷹ヶ丘老人福祉センターについて御説明いたします。

まず、経緯といたしましては、本施設は朝陽地区西茂森にごございます天満宮敷地内にあり、指定管理者制度により社会福祉法人弘前草右会が指定管理者となり、主に朝陽地区の高齢者に御利用いただいておりますが、築56年が経過し、老朽化が著しいことに加え、土砂災害警戒区域内に設置されており、現在の立地が好ましくないものとされました。そのため、用途廃止を前提に、前回の指定管理審議会において通常5年間の指定管理期間を3年間の更新として、他の公共施設や民間施設への機能移転について検討を進めてきたものであります。

次に、今後につきましては、令和4年4月1日付で用途廃止し、解体のための調査を行い、令和5年度に解体予定としております。なお、土砂災害警戒区域のため、解体後の利用予定はないものであります。

現在の利用者の方々には、近隣に同様の施設として生きがいセンターと城西老人福祉センターがございますので、この二つの公共施設を御利用いただきたいと考えております。さらに、朝陽地区内で代替施設を検討した結果、民間施設の借上げが見込めることとなりましたので、こちらの民間施設も御利用いただきたいと考え、施設の賃借料及び管理・受付の業務委託料について令和4年度予算に計上しているところであります。

また、令和4年度において、この民間施設を新たな老人福祉センターとするための条例改正案を提出する予定としております。

以上につきましては、今後、議会の承認により決定されるものですが、現時点で議会に提案している内容について、あらかじめ利用者への周知を図るとともに、朝陽地区各町会長には文書にてお知らせしたところであります。

次に、石川東老人福祉センターについて御説明いたします。

本施設は石川地区薬師堂に設置され、薬師堂町会が指定管理者となっておりますが、近年は一町会の集会所としての使用のみとなっております、老人福祉センターとしての利用者がおらず、その機能を果たしておりませんでした。

特定の行政目的がないことから、こちらも用途廃止を前提に、前回の指定管理審議会において3年間の更新としていたものであり、継続使用を希望する町会と協議してきたところであります。

今後につきましては、令和4年4月1日付で用途廃止し普通財産といたしますが、薬師堂町会から引き続き施設利用に関する要望があることから、町会には普通財産の無償貸付けにより対応する方針としております。

説明は以上であります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 1番目のところですけれども、築56年が経過しているということで、天満宮のあそこだなど思うのですけれども、駐車場も少なくていろいろ大変なところすけれども。

その中で、今後についてなのすけれども、民間施設の賃借とか業務委託については令和4年度予算で行うというふうに書いていますけれども、具体的にここの施設を老人福祉センターとするための条例改正案を提出すると書いていますけれども、具体的にはどこなのかお答えし

ていただきたいと思います。

それと、2番目の石川のほうなのですけれども、普通財産の無償貸付けというところですが、これからその町会がずっと借りるのに、例えば修繕費とかそういうのは全部、これからは町会が全部払わなければならないのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○介護福祉課長（川田哲也） お答えします。

まずは、鷹ヶ丘地区の代替施設ということで、民間施設についてですが、今、第1候補としてサンパレス秋田屋を予定しております。

薬師堂の施設につきましては、貸付けする段階で、今年度の予算である程度の修繕をしております。今後の利用に係る経費につきましては町会持ちということになりますが、もし大きな修繕などが必要になった場合にはその都度協議する形になると思います。

○20番（石田 久委員） 今回予算化されている中で、生きがいセンターとか城西老人福祉センターを代替施設として利用していただくということで、生きがいセンターの予算を見ますと1192万円とか、あるいはもう一つのほうでいきますと958万7000円。城西老人福祉センターとかの指定管理料というのはそれを見越して、代替施設として予算を増やしての今回の計上なのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○介護福祉課長（川田哲也） そもそも、指定管理として今まで契約している金額と、これから特に変わるということはありません。

○介護福祉課高齢福祉係長（野呂和範） 今の説明に補足させていただきます。

生きがいセンターについては講師謝礼分の予算を48万円増やしております、これは今まで鷹ヶ丘老人福祉センターで行っていた市の指定事業である書道教室、短歌、俳句、絵画は講師のほうを派遣して行っている教室なのですけれども、これについては生きがいセンターのほうで同じ曜日、同じ時間で継続していくことになるので、その講師謝礼分についてのみ指定管理料を増やしております。

○28番（下山文雄委員） まず、鷹ヶ丘のほうの、今年の利用者数は何人ぐらいかと。

それから、石川のほうの、私の記憶に間違いがなければ、たしか石蔵造りかなというふうに記憶しているのですけれども、間違っていればごめんなさい。ここは、今から30年にもならないでしょうけれども、30年近く前に町会からここでそういう施設を運営してほしいということで相なった経緯があるのですけれども、当時これは無償で市が譲渡を受けたものなのでしたか。それとも有償で石蔵の施設を利用してきたものか、その二つを教えてください。

○介護福祉課高齢福祉係長（野呂和範） まず1点目の御質疑、鷹ヶ丘老人福祉センターの利用者ということですが、今現在、コロナウイルスの影響があって利用者数は大分少なくなっているのですけれども、現在行っている生きがい教室が三つ、あとサークル活動が六つになっておりまして、生きがい教室については月に2回、サークル活動については月に1回ないし2回となっているのですけれども、利用者数はそれらの方を全て合わせて五、六十名ぐらいとなっております。毎回参加するわけではないので、たまにしか参加しない方もいらっしゃいますけれども、そういう方たちも含めて、あと町会のほうで年に数回とか利用の申請を出して利用されているものもありますので、それも合わせれば人数はもう少し多くなるものと思います。

2点目、石川東老人福祉センターについてなのですけれども、今、石蔵造りとおっしゃったのは恐らく、建物の中でゲートボールとかができるようになっている体育館みたいなものがあるのですけれども、そのことかなと思うのですけれども、今は以前と違って、そういうふう

なレクリエーションとかゲートボールとか、そういうふうなものに使われることがここ数年なくて、それも今回老人福祉センターを廃止する理由の一つにはなっているのですけれども、すみません、こちらについては当時、30年前に譲渡を受けたものなのかというのは、ちょっと今持ち合わせておりませんでしたので、後日調べて回答させていただきます。

○28番（下山文雄委員） もう1回、復習というか、聞きますけれども。

では、石蔵造りのほうは現在使われていないと。何というか、ゲートボールとか、そういうものだけで使ってきたので、それは現在使われていない、ここ数年、多く使われてこなかったというふうに理解していいわけですね。

○介護福祉課高齢福祉係長（野呂和範） 今おっしゃったとおりです。場所としては、行けばきちんとあって、ゲートボールとか卓球とかができるような形にはなっているのですけれども、実質、ここ数年は、いわゆる倉庫としての使われ方以外にはされていない形になっていました。

○28番（下山文雄委員） 後で結構ですので、石川のほうの図面的なものも含めて、無償であったのか、有償であったのか。何とどのかな、私も行ったことがないのであまり詳しくは分からないのだけれども、車ぐらいいは置くところなんかもあるのではなかろうかと、推測だけだけれども。そういう図面的なものも含めて、当時、無償であったのか、有償であったのか、後で結構ですので、ひとつお知らせ願えれば。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第24号 弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第24号弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） それでは、議案第24号弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案につきましては、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正がなされたこと、及びひとり親家庭等医療費のうち、児童分の医療費の医療機関等への支払い方法を変更

することから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

資料で御説明いたしますので、配付資料を御覧いただきたいと思います。

1の弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の概要についてであります。

本条例は、当市において行うひとり親家庭等医療費給付事業の実施について必要な事項を定めているものであり、その内容につきましては、市町村が行うひとり親家庭の医療費給付制度の実施について必要な事項が定められている青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領に準じて制定しております。

次に、2の事業概要でございます。

本事業は、ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童及びその父または母が医療機関を受診した際に、医療保険各法による通院及び入院に係る医療費の自己負担額について助成するものであり、市が給付した医療費の2分の1以内の額が県により助成されております。児童分の医療費につきましては、保険適用の自己負担分全額を助成しており、父または母の医療費については、保険適用の自己負担分のうち、医療機関ごとに1か月につき1,000円を超えた額を助成しております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。

本条例案につきましては改正内容が二つございますので、初めに(1)「ひとり親家庭」とみなされる父または母の視覚障がい程度の見直しについて御説明申し上げます。

令和3年12月24日に公布された児童扶養手当施行令の改正に伴い、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領において、ひとり親家庭とみなされる父または母の障がい程度について改正があったことから、所要の改正をするものです。

次に、①改正内容についてでございます。

ひとり親家庭等医療費給付事業は、ひとり親ではない場合でも父または母に一定程度の障がいがあればひとり親家庭とみなされ、給付の対象となる制度であります。今回の改正により、視覚障がい程度について、「両眼の視力の和が0.04以下のもの」のみであったものが、「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」などに変更となります。

改正内容の詳細については、記載のとおりとなっております。

次に、②改正による効果について御説明申し上げます。

今回の改正により、ひとり親家庭とみなされる父または母の視覚障がい程度が緩和され、給付対象者が拡充されることにより、ひとり親家庭等の経済的支援が図られます。

次に、もう一つの改正となる(2)児童分の医療費の医療機関への支払い方法の変更について御説明申し上げますので、3ページを御覧いただきたいと思います。

ひとり親家庭等医療費のうち、児童分の医療費の医療機関等への支払い方法を変更するため、所要の改正をするものであります。

①改正内容についてでございます。

現在、児童分の医療費につきましては、児童が受診した医療機関から市に請求され、市で請求内容について審査し医療機関に支払いをしております。改正後につきましては、医療機関から青森県国民健康保険団体連合会または青森県社会保険診療報酬支払基金に請求され、連合会等において請求内容を審査し、市に請求されます。その請求を受け、市から連合会等に支払いした後、連合会等から医療機関へ支払いされることとなります。

次に、③改正による効果について御説明いたしますので、4ページを御覧いただきたいと思

います。

本事業における児童分の医療費につきましては、児童が医療機関等を受診した際に受給者証を提示することで窓口負担が発生しない現物給付となりますが、現物給付をするために必要となる市への手続がされていない市内の一部または市外の医療機関を受診した場合には、窓口で医療費を一旦支払い、その後、受給者からの申請により償還払いをしております。

今回、連合会等に医療機関からの請求に係る審査支払い業務を委託し、児童分の医療費の医療機関への支払い方法が変更となることによって県内ほぼ全ての医療機関において児童分の医療費の現物給付が可能となり、受給者の利便性が向上することとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） ひとり親家庭等の中の給付内容についてなのですが、親のほうで、両眼の視力の和が0.04以下のものが、改正後は視力がそれぞれ0.03以下とかと書いていますけれども、給付対象者が拡大されると書いていますけれども、具体的に今回の改正によって対象者がどのくらい拡大するのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それからもう一つは、児童分の医療費について、今まで償還払いだったというところが、資料の改正による効果というところに、その中に償還払いが書いていますけれども、市内で今まで償還払いを行っている病院というのはどういうところだったのか。それで、今度はその病院も全て、償還払いではなく現物給付という形ですけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

今回は県が入ったことによって償還払いが全部現物給付という形になるのか、もうちょっとそのところを詳しく説明をお願いしたいと思います。

○こども家庭課長補佐（竹内孝行） まず、対象者の件についてなのですが、対象者については、現段階で対象になっている方が1名から2名程度となっています。ですので、明確に把握はできていないのですが、ここが拡大されることによっても、おおよそその程度、幾らか増えるぐらいだとお察しいただければと思います。

それから、児童分の償還払いについてですけれども、現在、市内で現物給付ができていない主な医療機関は弘前大学医学部附属病院や整骨院、整体院、産科・婦人科系の病院などとなっております。

県が入ったことによって、今現在、弘前市のみが対応をしておりますので、全部現物給付になります。

○こども家庭課主幹（堤 健介） 市外の病院等は今まで償還払いでやっていたけれども、それは先ほどの説明の中にもあった、現物給付となるための手続がされていないということで、市外の病院に関しては償還払いになっていたと。

今回、4月から連合会等に委託することによって青森県内の病院全てで現物給付が可能となります。ここへ委託することによって県内の全部のレセプトとかをそこで審査することになるので、支払い自体は連合会等を通して医療機関のほうに払うと。それに関しては、市内・市外関係なく、そちらのほうにレセプトを請求している医療機関であれば、この医療費の助成制度に関しても現物給付の扱いとなることとなります。

○20番（石田 久委員） 今のあれで、弘大がどうして償還払いなのだろうというのは前から質問をしていたのですが、それがなぜ今度は現物給付になるのかというところがいまいち分からなくて今質疑して、県国民健康保険団体連合会等が入ってそれがオーケーになったとい

う、この絡みがちょっと分からなくて、そこのところをもうちょっと詳しく説明していただきたいなと思っています。確かにすごくいいことなので、その中で、今まで大学病院へ行けば償還払いで大変だという話をよく聞いていたのですけれども、その辺についてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○**こども家庭課主幹（堤 健介）** 大学病院等に関しましては、今まで償還払いでやっていた理由としましては、結局は普通の医療費保険制度のほうに関しては、今まで大学病院に関しても国保連とか社会保険診療報酬基金のほうに請求して、その保険者のほうからお金が入るという流れでやっています。

ただ、弘前市に関しては今まで、その審査の部分というのを国保連等に委託していなかったということもあり、病院から直接請求をもらわなければならないということになります。病院から直接請求をもらうことによって現物給付というのが可能になるのですけれども、そこに関してはやっぱり病院のほうの事務の煩雑さとか、そういうことによって、私たちとしては、現物給付とするかどうかは協力していただいているところなので、それに関しては、今までちょっと大学病院からは協力を得られていなかったということになります。

ということで、今までは大学病院から市への請求ということがなく、一旦、病院の窓口でお支払いしたものを、受給者の方が窓口に来て市のほうに請求して償還払いでお返しするという内容でやっていましたけれども、今後は連合会等に委託することによって、弘前大学病院の事務として共通の請求書を使って連合会等に請求できるようになりますので、そういう意味で今度からは現物給付になるということでもあります。

○**1番（竹内博之委員）** 私からは1点だけ、ちょっと確認も兼ねて。

資料の3ページに、今、石田委員も詳しく聞いていた、フロー図で改定前・改定後ということで、間に県国民健康保険団体連合会等が入ることで事務が一括管理されて現物給付が可能になるという趣旨だと思うのですけれども、今回の条例の改正というのは、文言だけ見ればひとり親家庭等というところに、見ればひとり親家庭だけなのかと思いがちなのですけれども、結局、所得制限があっても今の弘前市の子供医療費というのは給付されるではないですか。ひとり親家庭でなくてもそういった子供医療費というのは、基本的に全部現物給付になるという理解でいいのですよね。ひとり親家庭だけ、今までの償還払いが現物給付になるという改正ではないのですよね。基本的に全部の子供たち、両親がいる子供たちでも子供医療費は基本的に現物給付になるという理解でいいのですよね。その確認。

○**こども家庭課主幹（堤 健介）** 子供医療費に関しては、もう既に連合会等に委託してやっていたので、現物給付で行っています。ということで、4月からは子供に関する医療費の助成制度に関しては全部、原則現物給付で実施することになります。

○**委員長（木村隆洋委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

- 委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第26号 弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第26号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

- 健康こども部長（三浦直美） 議案第26号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案及び後ほど説明いたします議案第25号につきましては、ともに国基準が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

また、本条例案が家庭的保育事業等の認可基準、議案第25号が運営基準を定めたものとなっていることから、認可基準となっている本条例案を先に御説明させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、資料で御説明いたしますので、配付の資料1を御覧ください。

初めに、弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について御説明申し上げます。

児童福祉法に規定される家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業——以下、これらを総称して家庭的保育事業等と申し上げますが、家庭的保育事業等の実施に当たっては、児童福祉法の規定により市町村が実施主体とされており、市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可を得ることとされております。

本条例は、本市において家庭的保育事業等を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定められたものとなっており、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、資料2を御覧いただきたいと思います。資料2は、今回の条例案の概要となります。

1、改正の趣旨・理由についてです。

家庭的保育事業等は保育所などと同様、保育を必要とする児童の受皿となる事業の一つでございますが、本市におきましては当該事業の認可申請に至った事例がなく、実施はされておりませんが、市が認可基準を定めるに当たって準じることとされている国基準の改正等に合わせ、これまでも関係規定を整備しております。

今回上程いたします条例案につきましても、市では事業自体は実施されておりませんが、国基準において一部改正がなされたことから、これまでと同様、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容についてです。2、改正の内容を御覧いただきたいと思います。

昨今のデジタル化の推進に伴いまして、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成・保存等について電磁的方法、いわゆるデジタル方式での記録による対応も可能である旨を規定するものであります。なお、今回の改正は電磁的方法による対応が可能となるものであり、従来どおり書面での記録等を妨げるものではありません。

電磁的方法による対応イメージにつきましては、記載のとおりであります。

次に、改正内容の部分に関して、改正前後を比較したものとなっております。御参照いただ

ければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第25号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第25号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第25号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料で御説明いたしますので、配付の資料1を御覧いただきたいと思います。

初めに、弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について御説明いたします。

子ども・子育て支援法において都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園を総称して教育・保育施設と定義しており、また先ほどの議案第26号で御説明いたしました市町村の認可を受けて行う家庭的保育事業等を地域型保育事業と定義しております。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から運営に関する基準を満たすことの確認を受けることで特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者と定義され、施設型給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

本条例は、当市における運営費支給に当たって確認する運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、配付の資料2を御覧いただきたいと思います。こちらの資料は、今回の条例案の概要となっております。

1の改正の趣旨・理由でございますが、本条例案は、市が運営基準を定めるに当たって準じることとされている国基準において一部改正がなされたことから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正の内容でございます。

先ほどの議案第26号で御説明いたしました内容と重複しておりますが、昨今のデジタル化の

推進に伴い、保育所等の事業者等が作成・保存等を行うものや、保育所等と利用者との間の手続等に関係するもので書面により行うことが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。

なお、電磁的方法による対応イメージにつきましては、記載のとおりであります。

次に、配付の資料3ですが、こちらは改正内容の部分に関して、改正前後を比較したものとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第27号 弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第27号弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第27号弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

初めに、弘前市放課後児童健全育成事業の概要について御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労などにより昼間に家庭にいない小学生に対し、学校の放課後などに適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものであります。

事業の実施に当たっては、国の基準に基づき、地域の実情に応じて市町村が条例を定めることとされておりますが、当市では平成26年9月に条例を制定し、設備の基準や職員の配置、開所時間や日数などの運営に関する基準について規定しております。

続きまして、今回の条例案の概要について御説明いたしますので、配付しております資料の1ページ目を御覧ください。

1の改正の概要についてでございます。

なかよし会の運営につきましては、放課後児童支援員の成り手不足による人材確保に苦慮している現状があり、支援員につきましては利用児童数に合わせて各支援場所に配置しておりますが、ぎりぎりの配置を余儀なくされております。このことから、小学校の下校時間の前倒しによる勤務時間の変更や支援員の急な休暇によるシフト変更の調整に当たっては時間外勤務により対応しており、支援員の負担が増えている状況となっております。また、児童館・児童セ

ンターで実施している児童館延長利用事業につきましても同様で、実施主体である指定管理者において児童厚生員の成り手不足による人材確保に苦慮しているほか、放課後児童支援員の資格取得者が不足しており、職員の負担軽減を図るため、利用児童が少ない時間帯に1人配置するなど、職員の配置を工夫しながら実施している状況にあります。

これらの現状から、支援員の働きやすい環境づくりや負担のない事業運営のためにも現状の労働環境を改善する必要があることから、本条例の所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてでございます。改正内容は二つございます。

一つ目は、放課後児童支援員の数の基準の緩和であります。内容につきましては、条例第10条第2項により、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上配置することと規定されておりますが、支援員が年休や連続休暇を取得しやすい環境づくりや時間外勤務の削減、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、朝方や夕方の児童が少ない時間帯や曜日においては支援員を1人配置できるよう定めるものであります。ただし、1人配置できる条件といたしましては、利用児童20人未満とし、かつ学校や地区町会、施設を管理する指定管理者などと連携し、緊急時の連絡体制を確保するなど安全確保策を講じることとするものであります。

なお、児童館・児童センターで実施している児童館延長利用事業につきましては1人配置による運営を行っている現状があることから、本条例の改正により、運営に関する基準を満たすことで国の子ども・子育て支援交付金の対象事業となり、交付金を活用した運営が可能となるものであります。

二つ目は、放課後児童支援員の要件の特例であります。条例第10条第3項により、放課後児童支援員については保育士や教員免許等を有する者などであって、都道府県知事が行う研修、いわゆる支援員認定資格の取得のための研修ですが、これを修了したものでなければならないと規定されております。

しかし、県が実施する研修は年1回の開催であり、全県的な研修のため受講枠も制限されているため、当市の受講枠も年に数名程度しか与えられていないことから、条例第10条第3項の要件の特例として、令和4年度から令和9年度までの間の研修修了予定者について、みなし支援員として従事可能とする旨を定めるものであります。

この規定により、支援員の新たな陳代謝や今後のなかよし会の新設に伴う支援員の増員に対応できるほか、特に児童館・児童センターにおける放課後児童支援員の資格取得者が不足していることから、今後、計画的な研修受講により資格取得者が確保されることで職員の負担軽減と事業の安定的な運営を行うことが可能となります。

次に、資料の2ページ目でございますが、こちらは改正内容の部分に関して、改正前後を比較したものといたします。

それから、参考といたしまして、別に配付しております2枚つづりの資料につきましては、1ページ目に弘前市放課後児童健全育成事業の概要、2ページ目に令和3年度のなかよし会と児童館の一覧表を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今回、放課後児童支援員の数の基準を緩和するということですが、国のほうでも児童クラブの支援員に対して、処遇改善事業で3%ほど予算がついたと思うのですが、そういう中で、規制緩和ではないのですけれども、基準を緩和する中で人員を配置するという内容なのか。国からのそういう予算というのはついているのか・ついてい

ないのか。市独自にこういう形でやるのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○**子ども家庭課長補佐（吉崎拓美）** 処遇改善の件ということですからけれども、こちらは国のほうから示されておまして、いわゆる収入の3%の増ということですからけれども、そちらは今般の議会の、明日ですか、3月補正ということですから予算を計上して御審議いただくこととなっております。

今回の数の基準の緩和ということにつきましては、それとはまた別のものがございます。

○**委員長（木村隆洋委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木村隆洋委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第28号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○**委員長（木村隆洋委員）** 次に、議案第28号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○**健康子ども部長（三浦直美）** 議案第28号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を資料で御説明いたしますので、改正の概要を御覧いただきたいと思っております。

改正項目は3点でございます。これら全て、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法施行規則等の一部を改正する法律が公布されたことにより、国民健康保険法施行令等が改正されたことに対応するため、当市の国民健康保険条例の改正が必要となったものであります。

資料1でございますが、こちらのほうにこの法律の概要を記載しておりますので御覧いただきたいと思っております。

この法律の趣旨は、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代を中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく社会保障制度

を構築していくことを目的としたものであります。

その概要といたしましては、全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直しをするため、後期高齢者医療における窓口負担割合を一部2割とする見直しや傷病手当金の支給期間の通算化、子供・子育て支援の拡充のため、子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進のため、保健事業における健診情報等の活用促進などであります。

改正内容の説明に戻りますので、資料の改正の概要を御覧いただきたいと思います。

1の改正内容の①のところでございます。ここは条項の整理となります。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が一部改正され、都道府県の財政安定化基金の調整機能強化に伴い条文が追加となった部分について、法令等からの引用規定を追加するなどとするものであります。

次に、②未就学児の均等割額の減額を御覧ください。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を2分の1減額する規定を条例に追加するものであります。減額規定を条例に追加することにより、軽減前の被保険者均等割額が3万1000円から、改正後は1万5500円へ減額されることとなります。なお、7割軽減される未就学児につきましては9,300円から4,650円へ、5割軽減される未就学児につきましては1万5500円から7,750円へ、2割軽減される未就学児につきましては2万4800円から1万2400円へ減額されることとなります。

均等割額の内訳についてであります。均等割額は医療分と支援金分の合計であり、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減され、説明資料のとおり減額されることとなります。なお、均等割額の減額による国民健康保険料の減収分につきましては、政令の定めによって国が2分の1、県が4分の1を負担することとなります。

次に、改正の概要の資料の2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、③傷病手当金の支給期間の改正についてであります。

健康保険法施行規則等の一部改正に伴い、傷病手当金の支給期間を、支給開始から起算して1年6か月だったものを、通算して1年6か月に改正しようとするものであります。起算から通算へ改正することによって、改正前は支給開始から1年6か月経過後に病気が再発した場合に傷病手当金を支給できませんでしたが、1年6か月経過後に病気が再発した場合でも支給期間が1年6か月に到達するまでは支給できることとなります。

なお、傷病手当金につきましては、令和5年3月31日まで支給対象期間を延長する予定であります。令和4年2月28日現在の申請状況につきましては、令和2年6月に受付を開始してから約30件の問合せがあり、6件につきましては申請書を送付しておりますが、申請は1件だけ行われている状況であります。

今回改正する3項目の施行日につきましては、条項の整理と未就学児の被保険者均等割額の減額は令和4年4月1日からとなり、傷病手当金の支給期間の改正につきましては令和4年1月1日からとなります。

次に、資料2以降につきましては、今回の改正に関する法律等の公布の通知から抜粋し、関係する項目にアンダーラインをしているものであります。

資料2は全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法施行規則等の一部を改正する法律の公布に関する国からの通知の写し、資料3は全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の公布についての国から

の通知の写し、資料4は健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布についての国からの通知の写しであります。

最後に、資料5は、条例改正条文について示した新旧対照表ということになります。右側が現行で、左側が改正案となります。

説明は以上であります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今回、国のほうから未就学児の均等割を減額するというところで提案されましたけれども、では具体的に弘前市ではどういうふうな状況になるのかということで、この均等割額のところですけども、軽減なし、あるいは7割軽減、5割軽減、それから2割軽減の説明が先ほどありましたけれども、どのぐらいの子供たちがそこに、均等割の中に入っているのかお答えしていただきたいと思います。

それから2点目は、そういう中で今回は未就学児だけでしたけれども、もし高校生まで支給するとなるとどのぐらいなのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから3点目は、傷病手当金の支給期間の改正のところなのですけれども、ちょっと驚いたのは、先ほどの説明にもあったように、令和4年2月28日現在の申請が1件というふうな形ですけども、今まで国保には傷病手当金がなかったもので、案外知られていないと思うのですね。社保とか協会けんぽなどは、社会保険事務所に申請して支給されるというのは会社でやってくれるのですけれども、でもこの国保の場合は、そういうふうになった場合になかなか、1件というのはちょっと驚きで、もっともこの辺を市のほうで周知徹底してはどうかというところをお聞きしたいと思います。

○国保年金課長（葛西正樹） ただいまの御質疑につきまして、まず1番目に、未就学児の均等割が減免になる方の人数というところでお答えいたしますが、令和4年1月末現在で6歳以下の、いわゆる未就学児の人数の総数が、被保険者は822名というふうになっておりますが、それぞれ軽減の区分ごとに人数をお伝えいたしますと、まず7割軽減に該当している世帯の子供が223人、次に5割軽減に該当している世帯の子供が158人、2割軽減に該当している子供が122人、軽減なしという世帯の子供は319人というような内訳となっております。パーセンテージでいきますと、7割、5割、2割、軽減なしが、27.1%、19.2%、14.8%、38.8%というふうになっております。

続きまして、今回均等割の対象になった未就学児の2分の1というところではなくて、18歳未満全部でというところで計算いたしますと、こちらは概算での数字になりますけれども、令和4年1月末現在で18歳以下の国民健康保険の被保険者は2,970名になっておりまして、それを基に試算しますと、大体6100万円ぐらいかかるというふうに試算しています。もともとは、未就学児だけでは872万円であるものが、18歳までということで拡大しますと6100万円ぐらいになるというふうに計算しております。

続きまして、傷病手当金につきまして、ただいま石田委員から人数が少ない、対象になる方というか、申請される方が少ないのではないかというような御指摘がございましたので、傷病手当金の申請が少ないという理由についてちょっとお話しさせていただきますと、傷病手当金につきましては、国保加入者のうち給与収入を得ている方を対象としておりまして、新型コロナウイルス感染症に感染などをして就労できなくなって給与を得られなくなった後も継続して就労する予定であるということが要件の一つとなっております。ですので、就労できないために解雇されてしまった場合とか、あと事業所自体が廃業して業績悪化で解雇になった場合とか

は対象とならないと。さらには、有給休暇を取得した場合は給与をもらえるということになりますので、これも対象となりませんし、給与等の一部が支給されている場合には、支給されている金額を控除した場合、支給を受ける金額自体が非常に少なくなるというようなこともございますので、それらもろもろを考えるとなかなか、申請が少ないのかなというふうに認識しております。

ただ、アナウンスがちょっと不足しているのではないかなという御指摘でもございましたので、今どういったアナウンスをしているかということをお願いしますと、傷病手当金は令和2年6月から受付を開始しております、当初、期限が令和3年3月末までという予定で実施しておりましたが、令和2年5月、受付開始の前月から医療機関に周知して、広報やホームページ等にも掲載しております。その後、期限を何回か延長しておりますけれども、その都度、医療機関への周知や広報、ホームページに掲載するというようなことをしております、今議会で条例改正が議決されましたら、支給期間と一緒に、期限を令和5年3月まで延長する予定となりますので、その際に同様に周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（石田 久委員） 答弁ありがとうございました。

今お答えしていただいたことにちょっとびっくりしました。というのは、均等割のところの軽減なしが38%ということで、319名ということでしたけれども、7割軽減となるとかなり所得が、お父さん、お母さんが働いても少ないというような状況の方が223名という形で、本当に若い親の貧困というような形で、その数の多さにちょっとびっくりして、普通だったら年金暮らしとか、そういうお年寄りの方は分かるのですけれども、子供のいる世帯がこれほど所得が低いというのに驚いている次第です。

そういう中で、国がようやくこの均等割を半額ということにしましたけれども、できればこの均等割は、生まれれば生まれるほど高い均等割額、今までは3万1000円ということでしたから、生まれてすぐに3万1000円を払わねばまねという矛盾が一番あれだったのですけれども、その辺についてはちょっと驚きというところを少し感想として。

あとは、今のところでは、高校生まで支給すると6100万円という答弁でしたので、ぜひこれを高校生までやってほしいということで終わりたいと思います。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第35号 債権の放棄について

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第35号債権の放棄についてを審査に供しますが、ここで、委員長より委員の皆様申し上げます。

本案に対する質疑の際は、個人情報等に十分配慮していただくようお願いいたします。

それでは、本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（澤田哲也） 議案第35号債権の放棄について御説明申し上げます。

本議案は、市立病院の診療費等の未収となっている債権について債権管理の適正化を図るため、消滅時効の3年が経過し、かつ将来にわたり回収が困難な債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、診療費等の未収金の徴収につきましては、クレジットカード納付や24時間会計窓口対応等、納付しやすい環境を整備し、督促状や催告書の送付、分割納付の相談、個別訪問のほか、令和2年度から債権回収代行事業者へ回収を業務委託するなど未収金の回収に取り組んでまいりましたが、債務者の死亡や所在不明等により、令和4年1月31日現在、弘前市立病院の診療費等の未収金の総額は6096万3243円であります。そのうち、1933万1715円が分割納付中や納付交渉中であり、残りの4163万1528円について不能欠損処分を行おうとするものであります。この不能欠損処分の内訳といたしましては、今回、債権放棄の議案として提出いたしました3724万6913円のほか、民法の規定による時効の援用があった分の438万4615円となっております。

それでは、議案により放棄する債権の要件と内訳について御説明申し上げます。

本債権は、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法第170条第1号の短期消滅時効3年が経過している債権であって、次の四つのいずれかの要件に該当するものとしております。

一つ目は、債務者が死亡し、その相続人のあることが明らかでない状態であるため回収が困難である債権が、63人の338件で、金額が1099万2292円。二つ目が、債務者が失踪、所在不明または連絡先不明の状態であるため回収が困難である債権が、163人の325件で、金額が1016万4986円。三つ目が、債務者が電話連絡や面会等に応じず交渉不能の状態であるため回収が困難である債権が、297人の767件で、金額が1424万3612円。四つ目が、破産法その他の法令の規定により債務者がその責任を免れた債権が、8人の53件で、金額が184万6023円であります。

説明は以上であります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今、事務局長の説明があって、6096万円というような形で今回議案にこの議案が、債権の放棄という形で出されました。

以前、弁護士に委託していろいろな形で、払ってくださいというような形でやってきたと思うのですが、いろいろな努力で、そういうところをいろいろやって、そういう中で6096万円というのが残ったということなのか。

やはり、個人情報があるので、私も見ると、やはり亡くなったり、あるいは払えないということで、いろいろな形で理由が具体的に書いていますけれども、病院とかいろいろな、財務部でもそうなのですが、未収の対応というのは大変だと思うのですが、その辺についてどういうふうに今まで回収をやってきたのかお答えしていただきたいと思っております。

○市立病院医事課長（尾坂 毅） 私のほうからお答えさせていただきます。

これまで、未収対策といたしましては、電話での催促、督促状の送付、それから催告書の送付等、文書を何度も送付するというも行っておりまして、それでも支払い等の連絡がない場合には個別訪問も行ってございます。それでも会えなかったりですとか、それこそ全然電話も、呼出し音は鳴っても出ないとかということがございましたので、それをもう少し——もう少しというか、補完するために、令和2年度に債権回収代行業者のほうに業務委託を実施したということでございます。

今年度もその業務委託のほうを実施して回収に当たってございます。

○20番（石田 久委員） かなり大変な努力だと思うのですが。

先ほどちょっと事務局長が言ったのですが、この債権の放棄なのですか、3年を経過した人をそういう形で今回出したのか。ちょっと令和何年とかと書いてあるのですが、つまりそれまではもう放棄して、ここ3年の部分のところを今回、債権の放棄という形で出されたということでしょうか。その確認をお願いいたします。

○市立病院医事課長（尾坂 毅） 3年が一応時効ということになっているのですが、3年を経過して、かつ債務者の方が死亡したりですとか、それから住所不定ですとか、それから交渉がちょっとできないという方とか、それから破産した方とかについて今回、債権放棄という形にさせていただいたものでございます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 新型コロナウイルス対策に影響されるスポーツ団体への支援に関する請願書

○委員長（木村隆洋委員） 最後に、請願第1号新型コロナウイルス対策に影響されるスポーツ団体への支援に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○4番（齋藤 豪委員） 本請願に対し、反対の立場で意見を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、市内スポーツ団体も含めた幅広い業種の事業者においては営業時間短縮や営業休止などを行っております。非常に厳しい状況にあるものと認識しております。

市では、弘前保健所管内でのクラスター発生などにより感染者が急激に増加していることや県内他地域におけるクラスターの発生等を踏まえ、人流を抑制し人同士の接触機会を低減させ、感染者を抑制するために県の対策と併せて不特定あるいは多数の市民等が利用する公共施設を休止しております。

公共施設を休止とした趣旨を踏まえると、その判断はやむを得ないものと思われます。スポーツ団体の活動場所を公共施設において確保するという点については、非常に難しいものと思われます。

また、科学的根拠に基づく公共施設や学校開放施設の弾力的開放につきましては、市が把握できる情報が限られていると思われます。市独自の基準を設けることは難しいものであると考えます。

このほか、活動を維持するための支援金の給付につきましては、本定例会で先議されました議案第4号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第18号)のひろさき事業復活支援金給付事業において市独自の支援金を給付することとしており、事業者たるスポーツ団体も支援の対象となることから、別途、スポーツ団体に限定した支援を行うことの必要性はないと思われますので、このたびの請願につきましては取り組むべき事案ではないと考えます。

以上のことから、請願第1号は不採択にするべきであると考えます。

○2番（成田大介委員） 私からは、請願第1号について賛成の立場で討論いたします。

請願理由にもあるように、多くの自治体ではスポーツ活動を止めることでのデメリットも配慮して、十分な感染対策を立てた上で公共施設運営、部活動・スポーツ少年団の活動を続けています。

スポーツ活動が止まることによる体力の低下、子供たちの孤立、心身への影響にも配慮する観点から、スポーツ庁や文部科学省からも運動不足やストレスから心身に悪影響を来す健康二次被害の問題が起こらないように各種配慮した取組も求められています。

本請願については、施設利用の弾力的運用に関するもの、そしてまた活動が制限されることによる経済的損失に対する補償を求めるものであり、最前線の現場の声として、当然に議会として声を受け止めるべきと考え、本請願には賛成するものであります。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木村隆洋委員） 起立多数であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採択した請願については、市に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本請願を市に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時44分 散会】